北海道伊達市北黄金町49番239 用悪水路　94㎡	髙橋　是**賢** 北海道有珠郡伊達村大字北黄金	
北海道檜山郡江差町字小黒部町259番１ 畑　592㎡	原山　行雄 北海道爾志郡乙部村	
北海道檜山郡江差町字小黒部町259番２ 畑　３㎡		

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東北農政局長に提出されたい。

令和８年９月９日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
山形県最上郡大蔵村大字赤松字烏川996番３ 用悪水路　20㎡ （買収時：山形県最上郡大蔵村大字赤松字烏川996番田　１畝１歩）	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
山形県最上郡大蔵村大字赤松字烏川997番10 用悪水路　34㎡ （買収時：山形県最上郡大蔵村大字赤松字烏川997番３　田　３畝）		
山形県最上郡大蔵村大字赤松字烏川997番11 用悪水路 7.02㎡ （買収時：山形県最上郡大蔵村大字赤松字烏川997番３　田　３畝）		
福島県福島市町庭坂字原際77番 原野　206㎡ （買収時：福島県信夫郡庭坂村大字町庭坂字原際12番　山林　１畝13歩）	庭坂村長 福島県信夫郡庭坂村大字庭坂	
岩手県久慈市侍浜町北野第10地割225番 原野　77㎡ （買収時：岩手県九戸郡侍浜村大字北侍浜北野第10地割11番６　原野　６町１反６畝３歩）	氏名不詳 住所不詳	
秋田県山本郡三種町森岳字街道東268番１ 畑　210㎡ （買収時：秋田県山本郡森岳村字街道東268番　畑　１反２畝22歩）	氏名不詳 （森岳村） 住所不詳	
秋田県秋田市手形字向搦田４番１ 畑　849㎡	氏名不詳 住所不詳	
秋田県横手市雄物川町薄井字西走28番６ 雑種地　321㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
秋田県横手市雄物川町薄井字西走28番12 雑種地 4,763㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
秋田県横手市雄物川町薄井字西走28番17 雑種地　207㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

令和８年９月９日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
茨城県龍ケ崎市字立野4503番２ 田　52㎡	氏名不詳 住所不詳	
神奈川県横須賀市佐島三丁目1280番 畑　439㎡	福本友治郎 神奈川県横須賀市佐島513番地	
山梨県南都留郡富士河口湖町船津字下善郷塚5535番 雑種地　467㎡	井出與五右ヱ門 山梨県南都留郡船津村８番地	買収時地番 下善郷塚5524番、5525番
長野県飯田市時又127番69 畑　201㎡	小林　誠 長野県下伊那郡竜丘村大字長野原204番地	
静岡県御前崎市門屋字砂ノ谷1812番２ 畑　32㎡	氏名不詳 住所不詳	
静岡県御前崎市門屋字砂ノ谷1812番４ 公衆用道路 2.92㎡	氏名不詳 住所不詳	
静岡県掛川市国安字同所新田2626番２ 用悪水路　12㎡	氏名不詳 住所不詳	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を近畿農政局長に提出されたい。

令和８年９月９日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
和歌山県西牟婁郡白浜町椿字大谷1006番６ 畑　998㎡ （買収時：和歌山県西牟婁郡東富田村大字十九渕字大谷1006番６　畑　１反２畝）	東富田村 和歌山県西牟婁郡東富田村	